

改正

平成13年3月9日告示第4号

令和6年4月1日告示第22号

龍郷町家庭生ごみ処理施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、快適で住みよい生活環境の改善並びに公衆衛生の啓蒙普及を図り、もってごみの減量を促進するため、自ら家庭の生ごみを処理するための施設（以下「コンポスト」という。）を設置した者に対し補助金を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、コンポストとは、一般家庭から排出する生ごみを自家処理する施設で、町長が認めた施設をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、第1条に定める趣旨に基づき、あらかじめ町長の了解を得てコンポストを設置した町内に住所を有する個人とする。ただし、補助金の交付を受けることのできる者は、1世帯につき1施設を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1施設の経費に2分の1を乗じて得た金額とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとし、15,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、コンポスト設置補助金交付申請書（別記第1号様式）により、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第3条に規定する補助金の交付対象者として適当であるものと認めたときは、コンポスト設置補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するものと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、コンポスト設置補助金交付取消通知書兼補助金返還命令書（別記第3号様式）により行うものとする。

（コンポストの維持管理等）

第8条 補助金の交付を受けたコンポスト設置者は、コンポストを定期的に点検し、害虫の発生及び汚泥等の流出を防ぎ、常に良好な維持管理に努めなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月9日告示第4号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第22号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

印

コンポスト設置補助金交付申請書

コンポストを下記のとおり設置しましたので、補助金を交付下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

設 置 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	
購 入 先	
品 名 ・ 規 格	
経費（購入金額）	
補 助 金 申 請 額	

（注）1 設置した生ごみ処理施設（コンポスト）の領収書及び設置場所が分かる図面等を添付すること。

2 補助金の額は、経費（購入金額）の2分の1の額を記入すること。（100円未満は、切捨てる。）

文 書 番 号
年 月 日

殿

龍郷町長

コンポスト設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったコンポスト設置補助金交付申請については、下記条件を付して金 円を交付します。

記

- 1 龍郷町家庭生ごみ処理施設設置補助金交付要綱に違反したとき、又は偽りその他の不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
- 2 この補助金の交付を受けた設置者は、当該施設を定期的に点検し、常に良好な維持管理に努めなければなりません。

文 書 番 号
年 月 日

殿

龍郷町長

コンポスト設置補助金交付決定取消通知書
兼 補 助 金 返 還 命 令 書

年 月 日付け 第 号で通知したコンポスト設置補助金交付決定
については、龍郷町家庭生ごみ処理施設設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により、
下記のとおり取り消したので、交付した補助金の返還を命ずる。

記

取消し年月日	年 月 日
取消しの理由	
返 還 額（円）	
算 出 明 細	